

平成24年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成24年9月6日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井濶治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	梅本昭二三
会計管理者	和田精之	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	植本亮	総務政策課 企画員	森岡真輝
総務政策課 企画員	水口和洋	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	原宗男
住民生活課 企画員	坂本巖	税務課長	笠松眞年
税務課企画員	平田敏隆	税務課企画員	橋本秀行

産業建設課長	植本敏雄	産業建設課員 企画員	菅谷雄二
産業建設課員 企画員	三栖啓功	上下水道課長	福田睦巳
上下水道課員 企画員	川口孝志	上下水道課員 企画員	谷本芳朋
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 生涯学習課長	山崎一光

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 5 4 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 9 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 1 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 4 議案第 6 2 号 平成 2 3 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 6 3 号 平成 2 3 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 6 4 号 平成 2 3 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 1 7 報告第 1 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 3 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 8 報告第 2 0 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 3 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 1 9 報告第 2 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 3 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 0 報告第 2 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 3 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 1 報告第 2 3 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 2 3 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 2 議案第 6 5 号 上富田町男女共同参画推進条例
- 日程第 2 3 議案第 6 6 号 平成 2 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 6 7 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 6 8 号 工事請負契約の締結について（平成 2 4 年度 2 3 年 国災第 6 6 7 号 公共土木施設災害復旧事業 町道上岩田 両平野線（畑山橋）橋梁災害復旧工事）
- 日程第 2 6 議案第 6 9 号 工事請負契約の締結について（平成 2 4 年度 2 3 年災 第 3 3 9 - 5 1 1 号 農業用施設災害復旧事業 山王農道 災害復旧工事）
- 日程第 2 7 議案第 7 0 号 工事請負契約の締結について（平成 2 4 年度 第 1 - 1 号 公共下水道事業朝来下水道管（2 3 工区）布設工事（補助））

日程第 2 8 議案第 7 1 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 3 年度  
第 1 号 保育所建設事業 統合保育所建築工事）

日程第 2 9 議案第 7 2 号 土地取得について

開 会 午前9時30分

議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

平成24年第3回定例会を開会するにあたりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は11名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入る前に、クールビズとして、ノーネクタイと議長判断による上着なしを本定例会においても実施したいと思っておりますので、上着を取っていただいて結構かと思っております。当局の方も上着を取っていただいて結構です。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において7番、沖田公子君、8番、榎本 敏君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成24年6月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した平成24年9月定例会の説明員については、お手元に配付していますので、よろしく願いいたします。

また、本定例会までに提出のありました「教育費無償化」の前進を求める陳情、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択を求める陳情書、これら3件の陳情につきましては写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りについては、本日、9月6日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。

本日、ここに平成24年第3回上富田町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、8月25日に開催されました「富田川友遊フェスティバル」は、今年で20回目の節目の年となります。上富田町観光協会並びに友遊フェスティバル実行委員会が中心となり、例年以上に子供たちの思い出に残るような各種イベントを実施していただきました。当日、参加した多くの方々が楽しい夏の一夜を過ごすことができたものと感謝しております。

また、昨年に引き続きまして、上富田町青少年育成町民会議が主催して、福島市の子供た

ちを7月28日から8月4日までの間、上富田町に招待し、さまざまな体験を通じて交流を図る「出会いふれあい体験教室」を実施しました。この事業は小学校高学年の児童27名を対象に、上富田町の各家庭でホームステイし、野外活動を中心に体験交流を実施したものです。

また10月9日には、日本フットボールリーグのツエーゲン金沢が合宿した縁で、石川県津幡町と災害時相互応援協定の調印式を行います。

これにより、地震等の大規模な災害が発生した場合は、被災を免れた町は速やかにその被災状況について情報収集を行い、被害が甚大であると判断した場合は、応援活動のための職員等を派遣し、被災町の町長の指揮下で被災者の救出、救助及び施設の応急復旧活動等を実施します。なお、救援物資等の経費につきましては、応援を要請した町（被災町）が負担することになります。

今後、津幡町とは、災害時相互応援協定以外の交流事業も進めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いする議案は、平成23年度一般会計、特別会計等の歳入歳出決算認定が12件、平成23年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定が1件、報告事項といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告が5件、条例の制定が1件、平成24年度一般会計、特別会計補正予算2件、工事請負契約及び工事請負変更契約の締結が4件、土地取得1件の計26件であります。

なお、追加議案といたしまして、平成24年度一般会計補正予算及び教育委員会委員の任命について、本定例会中に上程させていただきます。また、選挙管理委員会より人事案件としまして選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につきましてお願いしております。何とぞ、あわせてよろしくお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第52号から議案第63号までの案件につきましては、平成23年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。

議案第64号、平成23年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定につきましては、平成24年4月1日付で、地方公営企業法第32条の規定が改正施行され、剰余金の処分については条例で定めるか、あるいは議会の議決を経て行うかのいずれかにより処分することとされ、今回、議案として提出するものでございます。

監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようお願いいたします。

次に、報告第19号から報告第23号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の

健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。

この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ、公表しなければならないことになっております。

なお、平成23年度決算のそれぞれの比率は、法律で定められている基準内であります。

次に、議案第65号につきましては、上富田町男女共同参画推進条例（案）の制定でございます。

この条例につきましては、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図るための条例を制定するものであります。

次に、議案第66号につきましては、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第2号）でございます。今回、既定額に1億2,167万4,000円を追加し、予算総額を60億1,450万4,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、総務費では、一般管理費で庁舎耐震改修設計委託料は432万3,000円、防災対策費で、非常用発電機購入費等で455万円、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業で申請していましたが農道台帳整備事業費の内示がありましたので1,252万7,000円、賦課徴収費では、確定申告支援システム購入費496万6,000円を措置しております。

民生費では、介護保険事業地域密着型サービス事業者への補助金4,080万円を措置しております。

農林水産業費では、新規就農総合支援事業費543万円を措置しております。

土木費では、道路橋梁費で新たに町道となります統合保育所への進入路等の工事請負費と公有財産購入費3,211万円を措置しております。

消防費では、消火栓の移設工事請負費150万円を措置しております。

教育費では、上富田スポーツセンターで開催されますミニ国体に向けて、備品購入費で211万9,000円を措置しております。

災害復旧費では、6月補正で単独事業としてご承認いただきました上岩田地区の法面復旧工事請負費につきまして補助事業として採択されましたので、予算の組み替え措置をしております。

一方、歳入につきましては、平成23年度からの繰越金、国・県補助金、基金繰入金、町



債等を見込んで措置しております。

次に、議案第67号につきましては、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第2号)でございます。今回、既定額に3,755万1,000円を追加し、予算総額を7億2,459万円と定めております。

補正予算の主な内容は、生馬農地造成事業を施工するにあたりまして、生馬字十林地内の地権者1名から土地2万6,934平米を取得するもので、公有財産購入費として3,700万円を措置しております。

次に、議案第68号につきましては、工事請負契約の締結について(平成24年度23年国災第667号 公共土木施設災害復旧事業 町道上岩田両平野線(畑山橋)橋梁災害復旧工事)でございます。

今回、11社の指名競争入札によりまして、株式会社平建設と6,814万5,000円で契約を締結するもので、工事内容につきましては、橋長173.65メートル、幅員1.6メートル、径間数17のうち、復旧延長83.28メートル、上部工8径間、下部工橋脚7基を施工するものでございます。

次に、議案第69号につきましては、工事請負契約の締結について(平成24年度23年災第339-511号 農業用施設災害復旧事業 山王農道(山王橋)災害復旧工事)でございます。

今回、11社の指名競争入札によりまして、株式会社後工務店と6,510万円で契約を締結するもので、工事内容につきましては、橋長141.65メートル、幅員1.6メートル、径間数14のうち、復旧延長92.34メートル、上部工9径間、下部工橋脚6基を施工するものであります。

次に、議案第70号につきましては、工事請負契約の締結について(平成24年度第1-1号 公共下水道事業 朝来下水道管(23工区)布設工事(補助))でございます。

今回、指名競争入札の総合評価方式により、三洋建設株式会社と7,705万6,350円で契約を締結するもので、工事内容につきましては、県道上富田すさみ線の熊野高等学校手前交差点から熊野高等学校前までの間を推進工法で、管径350ミリヒューム管を延長91メートル、開削工法で、上村橋周辺の町道に管径150ミリから250ミリのリブ管を延長655メートル施工するものであります。

次に、議案第71号につきましては、工事請負変更契約の締結について(平成23年度第1号 保育所建設事業 統合保育所建築工事)でございます。

本議案につきましては、平成23年12月議会定例会で承認をいただきました保育所建設事業 統合保育所建築工事の工事内容を変更するものであります。

変更契約の主な内容は、保育所の外溝等工事として、高さ2メートル、延長105メータ

一の目隠しフェンス設置工事等の追加により976万9,200円を増額するものであります。

次に、議案第72号につきましては、土地取得についてでございます。

今回、生馬農地造成事業を施工するにあたりまして、生馬字十林地内の地権者1名から土地2万6,934平方メートルを取得するものであり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に上程いたします諸議案についての概要であります。詳細につきましては、担当課長、企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第4 議案第52号～日程第21 報告第23号

議長（大石哲雄）

この際、日程第4 議案第52号、平成23年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第21 報告第23号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成23年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで18件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明と報告を求めます。

会計管理者、和田君。

会計管理者（和田精之）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から議案第52号、平成23年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第64号、平成23年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの13件につきまして説明させていただきます。

なお、議案番号順に従い、それぞれの会計の収支状況につきましては決算総括表を添付しております。後ほど参考資料により説明させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第52号、平成23年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上富田町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

議案第53号、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定につい

て。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第54号、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第55号、平成23年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第56号、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第57号、平成23年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第58号、平成23年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第59号、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。  
地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第60号、平成23年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。  
地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第61号、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。  
地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第62号、平成23年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。  
地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第63号、平成23年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について。  
地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次をお願いします。

議案第64号、平成23年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。  
地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成23年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、平成23年度上富田町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

なお、本議案につきましては、本年度より地方公営企業法の改正によりまして、剰余金を処分するにあたり議会の議決が必要となりましたので上程するものでございます。

それでは次に、お手元に配付してございます参考資料の決算総括表により収支状況を説明させていただきますので、参考資料をお願いします。これは、平成23年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表です。

まず、議案第52号の一般会計につきましては、歳入総額59億8,752万934円、歳出総額58億3,397万5,011円、歳入歳出差し引き額1億5,354万5,923円、うち翌年度繰り越し財源額5,516万8,000円、実質収支額は9,837万7,923円です。これにつきましては、平成24年度へ繰り越しをしております。

次に、議案第53号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額20億6,515万4,410円、歳出総額20億1,002万4,673円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく5,512万9,737円です。これにつきましては、平成24年度へ繰り越しております。

次に、議案第54号の宅地造成事業につきましては、歳入総額1億7,894万6,941円、歳出総額6億3,228万5,184円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの4億5,333万8,243円です。これにつきましては、平成24年度からの繰り上げ充用で補てん措置しております。

次に、議案第55号の宅地取得資金貸付事業につきましては、歳入総額337万1,242円、歳出総額920万5,497円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの583万4,255円です。これにつきましては、平成24年度からの繰り上げ充用で補てん措置しております。

次に、議案第56号の住宅新築資金貸付事業につきましては、歳入総額2,200万9,239円、歳出総額6,444万7,613円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの4,243万8,374円です。これにつきましては、平成24年度からの繰り上げ充用で補てん措置しております。

次に、議案第57号の奨学事業につきましては、歳入総額982万3,533円、歳出総額982万3,533円、歳入歳出差し引き額はゼロでございます。

次に、議案第58号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額1億8,016万8,887円、歳出総額1億8,016万8,887円、歳入歳出差し引き額はゼロでございます。

次に、議案第59号の公共下水道事業につきましては、歳入総額3億4,287万7,667円、歳出総額3億4,250万3,525円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく37万4,142円です。これにつきましては、平成24年度へ繰り越しております。

次に、議案第60号の介護保険につきましては、歳入総額11億813万6,957円、

歳出総額 1 1 億 3 8 8 万 9 , 5 9 7 円、歳入歳出差し引き額 4 2 4 万 7 , 3 6 0 円、うち翌年度繰り越し財源額 3 0 5 万 5 , 0 0 0 円、実質収支額は 1 1 9 万 2 , 3 6 0 円です。これにつきましては、平成 2 4 年度へ繰り越してございます。

次に、議案第 6 1 号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額 2 億 2 , 5 3 6 万 3 2 0 円、歳出総額 2 億 2 , 3 9 0 万 3 , 4 2 0 円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく 1 4 5 万 6 , 9 0 0 円です。これにつきましては、平成 2 4 年度へ繰り越してございます。

次に、議案第 6 2 号の朝来財産区につきましては、歳入総額 5 8 1 万 7 4 1 円、歳出総額 4 4 8 万 7 , 8 6 8 円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく 1 3 2 万 2 , 8 7 3 円です。これにつきましては、平成 2 4 年度へ繰り越してございます。

次に、議案第 6 3 号の西牟婁郡公平委員会につきましては、歳入総額 1 3 9 万 9 , 4 8 3 円、歳出総額 1 2 9 万 8 , 6 4 2 円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく 1 0 万 8 4 1 円です。これにつきましては、平成 2 4 年度へ繰り越してございます。

これらの単式会計合計では、歳入総額 1 0 1 億 3 , 0 5 8 万 3 5 4 円、歳出総額 1 0 4 億 1 , 6 0 1 万 3 , 4 5 0 円、歳入歳出差し引き額マイナスの 2 億 8 , 5 4 3 万 3 , 0 9 6 円、うち翌年度繰り越し財源額 5 , 8 2 2 万 3 , 0 0 0 円、実質収支額はマイナスの 3 億 4 , 3 6 5 万 6 , 0 9 6 円となっております。

次に、議案第 6 4 号の複式会計であります水道事業で、収益的収入及び支出につきましては、歳入総額 4 億 3 , 5 5 6 万 4 , 2 5 9 円、歳出総額 3 億 7 , 5 9 0 万 5 , 4 9 7 円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じく 5 , 9 6 5 万 8 , 7 6 2 円です。なお、経常利益、消費税抜きの金額でございますけども、5 , 7 9 7 万 7 , 0 9 2 円でございます。この額が剰余金であります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額 2 億 9 , 6 9 0 万 4 , 4 0 0 円、歳出総額 4 億 7 , 0 7 4 万 3 , 5 6 2 円、歳入歳出差し引き額及び実質収支額とも同じくマイナスの 1 億 7 , 3 8 3 万 9 , 1 6 2 円です。これにつきましては、損益勘定留保資金で補てんしてございます。

以上、簡単であります但し説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

私の方からは、報告第 1 9 号から報告第 2 3 号につきましてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

報告第19号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成23年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成24年9月6日、上富田町長小出隆道。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書面を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該判断比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっております。監査委員の意見書とともに今議会に報告するものであり、平成20年度決算から報告しているところであります。

また、この法律においては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標を財政健全化比率として定めています。4つの指標のいずれかが健全化基準以上になりますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会議決を受けることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ公認会計士、弁護士等による個別の外部監査が強制適用になります。

また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表するとともに、早期健全化が著しく困難であると認められるときには、総務大臣または知事が勧告を行うものとされております。

次のページに監査委員さんの監査意見書を添付しておりますが、健全化判断比率につきましては、          の実質赤字比率は普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模における比率で、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標となっております。比率につきましては、実質赤字比率がありませんのでハイフン表示をしております。早期健全化基準は15%です。

          の連結実質赤字比率につきましては、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計のすべてを含めての比率となります。比率につきましては、連結赤字額がありませんのでハイフン表示としております。早期健全化基準は20%となります。

          の実質公債費比率につきましては、公債費の元利償還金が標準財政規模に対してどの程度の負担かを示す指標で、普通会計、特別会計、公営企業会計のすべての会計と、一部事務組合、広域連合及び紀南病院等の組合を含め、それぞれ含めた比率となっております。平成21年度、22年度、23年度の3カ年平均であらわしております。比率は18.3%で、早期健全化基準は25%です。

          の将来負担比率につきましては、実質公債費比率適用分に公社及び第3セクター等を含めたものが対象となります。これは、一般会計の地方債の将来支払わなければならない可

能性がある負担等の現時点での残高を指標化したものとなります。比率は139.3%で、早期健全化基準は350%となります。

以上のとおり、上富田町の平成23年度決算における財政健全化指標につきましては、4つの指標とも早期健全化基準値内となっております。

次に、報告第20号をお願いいたします。

報告第20号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成24年9月6日、上富田町長小出隆道。

この報告第20号、この後報告いたします報告第21号から報告第23号につきましては、公営企業の資金不足比率の報告であります。さきの財政健全化判断比率と同じく監査委員の審査に付し、議会に報告して公表しなければならないとなっております。

また、公営企業ごとにそれぞれの資金不足比率が経営健全化基準を超えますと、当該公営企業について、早期健全団体と同様に経営健全化計画の策定と個別の外部監査が求められます。

上富田町の公営企業に係る健全化の判断につきましては、宅地造成事業、この後報告いたします農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業会計の4公営企業が対象となります。公営企業ごとの資金不足比率で判断いたします。次のページに監査委員さんの意見書を添付しております。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%となっておりますが、この4会計の公営企業につきましては平成23年度決算における資金不足は生じていないため、資金不足比率はともにゼロとなっております。

続きまして、報告第21号をお願いいたします。

報告第21号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成23年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成24年9月6日、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

報告第22号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成23年度上富田町特



別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成24年9月6日、上富田町長小出隆道。

次をお願いいたします。

報告第23号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成23年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成24年9月6日、上富田町長小出隆道。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明と報告を終わります。

次に、監査委員の報告をお願いします。

6番、奥田 誠君。

6番（奥田 誠）

皆さんおはようございます。

平成23年度各会計の決算審査の報告をいたします。

8月2日から9月2日までの期間、各会計にわたり、井上代表監査委員とともに13会計の決算審査を行いました。

各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日経簿等により出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき審査いたしましたところ、各会計にわたり計数は正確であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

さて、平成23年度の一般会計決算額について1,000円単位で申し上げますと、歳入総額59億8,752万1,000円、歳出総額58億3,397万5,000円、歳入歳出差し引き額1億5,354万6,000円となっております。そのうち翌年度への繰越財源5,516万8,000円を差し引きますと実質収支額は9,837万8,000円の黒字となっており、厳しい財政状況が続く中、行財政改革の成果があらわれたものとなっております。

歳出の内容ごとの決算額は、まず人件費につきましては、職員数の削減などにより、前年度に比べ1.2%の減となっております。退職者10名で採用者7名であります。

次に物件費につきましては、制度改正に伴うコンピューター関連経費の増などにより、前

年度に比べ 8.8%の増となっております。

次に扶助費につきましては、障害福祉サービス利用者の増などに伴い、前年度に比べ 7.2%の増となっております。

決算額の構成比につきましては、消費的経費が 56.3%、投資的経費が 16.5%、公債費等が 27.2%となっております。

歳出全般では、財政構造の弾力性を示す指標の経常収支比率が 89.5%となり、前年度に比べ財政構造が硬直化しております。これは、歳入において経常一般財源が減少する一方で、歳出において扶助費など事務的な経費等が増加したことによるものであります。このことに関し、今後、経常一般財源の増加は予見しがたいことから、物件費などの経常的な経費の抑制に努め、財政構造の弾力性を図られるよう指摘いたしております。

また、実質公債費比率は 18.3%と 2年連続で減となり、改善が図られております。しかしながら比率は高い水準にありますので、計画的な公債費抑制に留意されるよう指摘いたしております。

次に歳入全般について、自主財源の構成比は 32.9%、依存財源の構成比は 67.1%と、自主財源比率が前年度に比べて低下しておりますが、これに関しまして自主財源の確保の努力を要望するとともに、国、県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望しております。

次に、町税の徴収率は 93.6%、収入未済額は 9,864万1,000円となっており、また、一般会計の収入未済額の合計は 1億920万8,000円となっております。未収金の徴収につきましては厳しい状況が続くと見込まれますが、公平負担が基本であり、納税意識の高揚を図り、滞納整理に格段の努力をされるよう指摘いたしております。

また、町営住宅使用料や保育料などの各種料金を含めた未収金の徴収につきましても、万全を期されるよう要望しています。

次に、一般会計の 23年度末町債残高は 60億7,359万5,000円で、前年度に比べ 0.7%の増となっております。平成 23年度の町債の借入額は 6億9,449万4,000円で、臨時財政対策債、統合保育所建設事業債、公営住宅建設事業債、上富田中学校耐震化改修事業債が主なものであります。現在の町財政は多額の起債償還に追われ、厳しい財政運営が続くと予想されますが、その一方で、行政需要はますます多岐多様になってくるものと見込まれますので、効率的な行財政運営により一層努められ、上富田町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう要望いたしております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入総額は 20億6,515万4,000円、歳出総額は 20億1,002万5,000円となり、差し引き額で 5,512万9,000円の黒字となっております。

一方で、国民健康保険税の徴収率に関しては78.7%と低い水準であることから、徴収率の向上に一層努められるとともに、高齢化社会を踏まえた長期的観点から、健全な国民健康保険事業の運営を図られるよう指摘いたしております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

平成23年度の赤字額は4億5,333万8,000円となり、前年度よりは赤字額が減少しているものの、多額の赤字が恒常化しております。保有財産の処分を含む年次計画を策定し、財政健全化に向け、早急に取り組みられるよう指摘しております。

次に、特別会計宅地取得資金貸付事業及び住宅新築資金貸付事業であります。

これらの会計の未収金につきましては、和歌山県住宅資金等貸付金回収管理組合により、徴収率の向上に一層努力されるよう要望しております。

次に、特別会計介護保険であります。

この会計に関しましては、その未収金について抜本的な対策を講じられるよう要望いたしております。

次に、水道事業会計であります。

平成23年度につきましては、5,797万7,000円の純利益を計上いたしております。今後とも経費の節減に取り組むとともに、施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図るとともに、日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層努力されるよう要望いたしております。

なお、その他の特別会計につきましても審査の結果を逐一ご報告申し上げますのが本意でございますが、提出いたしております審査意見書に個別の意見を添付いたしておりますので、お目通し願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。その結果、早期健全化基準や経営健全化基準は超えていないものの、実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25.0%に対し、本町は18.3%となっているので、今後の地方債の借り入れに関して十分留意されるよう指摘いたしております。

以上で、平成23年度の決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

議長（大石哲雄）

これをもって監査委員の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前10時24分

---

---

再開 午前10時27分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第52号、平成23年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第16 議案第64号、平成23年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件までの13件につきまして、6人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、日程第4 議案第52号、平成23年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第16 議案第64号、平成23年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで13件につきまして、6人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託し、閉会中の継続審査にすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきまして、いかがいたしますか。

（「議長一任」の声あり）

議長（大石哲雄）

議長一任の声がございました。委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。議長において指名をいたします。

決算審査特別委員会委員に2番、木村政子君、7番、沖田公子君、8番、榎本 敏君、9番、木本眞次君、11番、吉田盛彦君、12番、井瀬 治君を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

暫時休憩をしますから委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いします。  
暫時休憩します。

---

休憩 午前10時30分

（委員長・副委員長の選出）

---

再開 午前10時35分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に8番、榎本 敏君、副委員長に2番、木村政子君が就任されました。委員長始め、委員の皆様、大変ご苦労さまですが、よろしく願いをいたします。

10時45分まで休憩いたします。

---

休憩 午前10時36分

---

再開 午前10時45分

---

議長（大石哲雄）

再開します。

続けて議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第17 報告第19号から日程第21 報告第23号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき町長より議会に報告をするものであります。

この報告については財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。質疑につきましては、報告第19号から報告第23号までの5件を一括で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

---

日程第17 報告第19号～日程第21 報告第23号

議長（大石哲雄）

それでは、報告5件につきまして一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

質疑というほどのことじゃないのですけども、実質公債費比率と、それから将来負担比率についての分母ですね。分母が、標準財政規模から引く（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）となっているのです。これ、非常に、準元利償還金というのは大体わかるのですけども、この数字の、出た数字をそれぞれに入れていただいけませんか。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

12番、井澗議員さんにお答えします。

実質公債費比率の計算ですが、まず、元利償還金の額になります。これにつきましては3カ年平均になりますので、23年度を例にとってご説明します。

元利償還金の額につきましては7億3,092万2,000円、次に、公営企業に要する経費としまして、公共下水道及び農業集落排水事業の繰出金に当たります。これが1億8,150万1,000円。続きまして、一部事務組合の地方債に充てたと認められる負担金になります。この額が1億2,220万5,000円。これに一時借入金の利子23万1,000円が分子となります。これから、特定財源の額4,359万8,000円、それに交付税算入されます事業費補正等で基準財政需要額に算入された額としまして7,389万1,000円と、続いて準元利償還金が1億721万5,000円、災害復旧費等に係る基準財政需要額が2億7,053万7,000円、災害復旧費等に係る準元利償還金が

1,989万1,000円、これを分子とします。

元利償還金と公営企業と一部事務組合と一時借入金の額を足しまして、そこから特定財源、それと交付税算入された額を引いたものが分子となります。

分母につきましては、標準税収入が17億970万4,000円です。普通交付税が16億470万8,000円、臨時財政対策債の発行可能額が2億7,910万7,000円の、この3つを合わせたものが標準財政規模となりますので、35億9,351万9,000円となります。

これを計算しますと、23年度の実質公債費比率の単年度分につきましては16.63067となります。21年度が21.53398、22年度は16.97202となり、3カ年平均しますと18.3%となります。ちなみに22年度は19.8%と、23年度は1.5%の改善となっております。

よろしく申し上げます。

(「将来負担比率も」と井潤議員呼ぶ)

すみません、将来負担比率です。地方債の残高が61億2,906万6,000円。公営企業等の繰り入れ見込み額、これは農業集落排水と公共下水道になります。これが31億8,811万9,000円。組合の負担額、紀南病院等になります。これが10億1,829万9,000円。職員の退職手当等の負担見込み額が11億8,977万9,000円。これが分子となります。

それから充当可能基金と充当可能特定財源、それと基準財政需要額に算入が見込まれるものを引くこととなります。充当可能基金につきましては13億6,634万5,000円、充当可能特定財源としましては3億8,580万円、基準財政需要額の算入見込み額は54億2,113万円となり、将来負担額としましては、分子が43億5,198万8,000円、分母が、標準財政規模から算入される公債費の額を引きますので31億2,198万5,000円となり、将来負担額は139.3%となります。

平成22年度の将来負担額が144.1%、平成23年度は139.3%ですので、4.8%の改善となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長(大石哲雄)

12番、井潤君。

12番(井潤 治)

実質公債費比率の、この分母であるところの標準財政規模から元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額という、そのそこに書いている準元利償還金に係る基準財政需要額算入額というのと、将来負担比率のところの、分母ですよ、標準財政規模

から元利償還金引く、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額と、この算入公債費等の額というのと実質比率とは、この数字は同じなんです。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

12番、井澗議員さんにお答えします。

実質公債費比率における分母から控除します公債費に算入される額と、将来負担の分母から控除されます算入される交付税の額につきましては、どちらも同じ金額の4億7,153万4,000円となります。同じ金額になります。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

報告第19号から報告第23号の件については、以上で終わります。

---

#### 日程第22 議案第65号～日程第29 議案第72号

議長（大石哲雄）

続いて日程第22 議案第65号、上富田町男女共同参画推進条例の件から日程第29 議案第72号、土地取得についての件まで8件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を願います。

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本剛士）

おはようございます。私からは議案第65号についてご説明いたします。

議案第65号、上富田町男女共同参画推進条例。

上富田町男女共同参画推進条例を別紙のように制定する。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町男女共同参画推進条例（案）でございます。

まず、条文をご説明する前に条例案の趣旨等につきましてご説明いたします。

趣旨につきましては、男女が互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を図ろうとするものでございます。



また、条例案の構成といたしましては、3つのまとめり、内容となっております。

まず1つ目は、基本理念でございます。後ほどご説明いたしますが、これは第3条に規定してございます。

2つ目は、町、町民、事業者の責務でございます。これは、男女共同参画に関する取り組みは社会全体で推進することが求められることから、関係する社会の構成員の努力義務とそれぞれの責務を定めてございます。第4条から第6条までに規定してございます。

3つ目は、町の推進施策の基本事項でございます。こちらに関しましては、第8条から第17条までに規定してございます。

それでは、お手元の各条文の内容につきましてご説明いたします。

まず第1条、目的でございます。

本条には、基本理念、責務、町の施策の基本事項を定めることにより男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とすると定めてございます。

次に第2条、定義でございます。

本条は、条例案の用語の定義を定めてございます。

次に第3条、基本理念でございます。

本条は、町が男女共同参画を推進する上での基本理念として、国の男女共同参画基本法と同様の基本理念、5つの基本理念になりますが、各号に定めてございます。

まず(1)の第1号は、男女の人権の尊重に係る理念でございます。内容的には、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなどでございます。

(2)の第2号は、社会における制度、または慣行についての配慮に係る理念でございます。これは、性別による固定的な役割分担等について、これらの影響をできる限り中立的なものとするよう配慮するといった内容でございます。

(3)の第3号は、政策等の立案決定への男女の共同参画に係る理念でございます。

次のページをお願いいたします。

(4)の第4号は、家庭における活動と他の活動との両立に係る理念でございます。

(5)の第5号は、国際的な協調に関する理念でございます。

次に、第4条から第6条は責務を定めてございます。

まず第4条の町の責務では、第1項で、町は男女共同参画の施策を推進すると定めており、第2項で、町は、町民、事業者等と連携して取り組むと定めてございます。

次に第5条の町民の責務では、町民の努力義務を規定してございます。

第1項で男女共同参画の推進、第2項で町が実施する施策への協力について、それぞれ町民は努めるものとするとして定めてございます。

次に第6条では、男女共同参画を推進する上で職場での取り組み等が重要なことから、事業者の責務を努力義務で規定してございます。内容的には、職場と家庭を両立できる職場環境づくりに努めるものとするとして定めてございます。

また、町民の責務と同じ規定をあわせて定めてございます。

次に、第7条は性別による権利侵害の禁止の規定でございます。

第1項は性別による差別的取り扱いの禁止、第2項は男女間の暴力的行為の禁止、第3項はセクシュアル・ハラスメント等の禁止を定めてございます。

第8条から第17条につきましては、町の施策の基本事項について定めてございます。

まず第8条は、男女共同参画推進に関する基本計画を定めるとしてございます。

次のページをお願いいたします。

第9条でございますが、本条は、町は必要な調査研究を行うこととしてございます。

第10条は、役場の推進体制を整備することに関し規定してございます。

第11条は、毎年、町の具体的な施策を公表するとしてございます。

第12条は、町民等の活動支援として、町は情報提供等必要な支援措置を講じるよう努めると定めてございます。

第13条は、町は、広報活動など町民の理解を深めるための措置を講じるものとするとして定めてございます。

第14条は、町は、社会のあらゆる分野の学習機会を利用して基本理念に対する理解が深まるよう努めると定めてございます。

第15条は、財政上の措置に関する努力規定でございます。

第16条は、町の施策等に関する苦情があった場合、その対応について定めてございます。

第17条は、有識者、例えば学識経験者の方や実務の経験のある方になりますが、このような方々からの意見聴取に関する規定でございます。

第18条は、規則への委任に関する規定でございます。

以上でございます。

なお、附則につきましては、施行日を平成24年10月1日としてございますのでよろしくをお願いいたします。

ご説明は以上でございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

議案第66号をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第66号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第2号）

平成24年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,167万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,450万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、10款、地方交付税で既定額から、今回、4,027万4,000円を減額、17億5,972万6,000円と定めています。

14款、国庫支出金で、既定額に2,278万5,000円を追加、15款、県支出金で、既定額に5,916万3,000円を追加、18款、繰入金で、既定額から1,571万3,000円を減額、19款、繰越金で、既定額に8,837万7,000円を追加、20款、諸収入で既定額に90万円を追加、21款、町債で既定額に643万6,000円を追加。

歳入合計では、既定額に、今回、1億2,167万4,000円を追加し、60億1,450万4,000円と定めています。

次に歳出では、2款、総務費で既定額に、今回、3,064万7,000円を追加し、6億9,195万5,000円と定めています。

3款、民生費で既定額に4,080万円を追加、5款、農林水産業費で既定額に63万円を追加、7款、土木費で既定額に3,526万円を追加、8款、消防費で既定額に150万円を追加、9款、教育費で既定額に777万7,000円を追加。

次のページをお願いいたします。

10款、災害復旧費で、既定額に506万円を追加。

歳出合計では、既定額に、今回、1億2,167万4,000円を追加し、60億1,450万4,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

変更では、公共土木施設災害復旧事業で限度額を1,060万円追加し、4,500万円に、臨時財政対策債で限度額を416万4,000円減額し、2億6,123万6,000円としております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりはありません。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから8ページの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明させていただきます。12ページをお願いいたします。

歳出につきまして、2款、総務費では、一般管理費で432万3,000円の追加で、庁舎の耐震改修設計委託料を措置しております。

財産管理費で305万円の追加です。朝来地区2カ所でご寄付いただきました土地に建てられています老朽化した家屋の除却工事費100万円、朝来地区の土地購入費200万円を措置しております。

防災対策費で455万円の追加です。災害時の電源確保のための発電機と、庁舎が被災した場合の県振興局との通信用無線機購入費を措置しております。

男女共同参画社会推進費では108万9,000円の追加で、日本女性会議2012仙台大会への参加費、バス借上料等を措置しています。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費で1,252万7,000円の追加で、申請していました農道台帳整備事業費の内示決定に伴い措置しております。

住民生活に光をそそぐ交付金事業で10万5,000円の追加です。南紀の台小規模多機能施設「紫蘭」への屋外遊具の購入費を措置しています。

賦課徴収費で496万6,000円の追加で、確定申告支援システム購入費を措置しています。

指定統計調査費で、3万7,000円を追加措置しています。

3款、民生費で、老人福祉費で4,080万円の追加です。認知症対応型共同生活介護施設の開設に伴う介護基盤緊急整備等臨時特例補助金3,000万円、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,080万円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

農林水産業費では、農業総務費で480万円の減額で、緊急雇用創出事業の内示決定に伴い農道台帳整備委託料を減額し、組み替え措置を行っております。

農業振興費で543万円の追加で、青年就農給付金を措置しています。

土木費では、土木総務費で300万円の追加で、町内会館修繕補助金を措置していません。

道路橋梁維持費で3,211万円の追加で、町道となります統合保育所への進入道路の工事請負費1,200万円と、町内岩田、朝来、岩崎地区の土地購入費2,011万円を措置しています。

河川総務費で、修繕料15万円を追加補正しております。

消防費では、非常備消防費で150万円の追加で、消火栓補修工事請負費を追加補正しております。

9款、教育費では、学校管理費で96万円の追加で、町内生馬、岩田、岡小学校の修繕料を追加補正しております。

教育振興費で56万7,000円の追加で、タミンミン校の滞在期間の増加に伴う費用45万5,000円を追加補正しております。

次のページをお願いいたします。

社会教育総務費で38万円の追加で、郷土資料館の修繕費を追加補正しております。

放課後児童対策費で150万1,000円の追加で、放課後児童対策業務委託料を追加補正しております。

文化会館運営費で45万円の追加で、文化ホール内の客席デジタル時計の修繕料を追加補正しております。

体育施設管理費で391万9,000円の追加で、スポーツセンター施設の修繕料180万円と、ミニ国体に向けて、サッカーゴール等備品購入費211万9,000円を措置しています。

10款、災害復旧費では、単独災害復旧事業費で3,000万円の減額で、6月議会でご承認を賜りました上岩田地区の法面復旧工事につきまして、8月23日、災害査定を受け、承認をいただきましたので、補助事業へ組み替え措置を行っております。

現年発生公共土木施設災害復旧事業で3,506万円の追加で、単独災害復旧事業費から組み替え措置を行っております。

以上が歳出の内訳です。

次に歳入を説明させていただきますので、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

10款、地方交付税では4,027万4,000円を減額、普通交付税が15億5,972万6,000円と確定しましたので、減額してございます。

14款、国庫支出金では、土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金144万1,

000円を追加しております。

災害復旧費国庫補助金で、現年発生公共土木施設災害復旧費補助金2,134万4,000円を追加しております。

15款、県支出金では、総務費県補助金で、重点分野雇用創出事業補助金1,252万6,000円、防災相互通信用無線機整備費補助金27万5,000円、人権啓発市町村助成事業費補助金15万円、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金3,000万円、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,080万円、放課後児童対策事業費補助金12万4,000円、農林業費県補助金で、新規就農総合支援事業補助金525万円の計5,912万5,000円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

総務費委託金で、指定統計調査委託金3万8,000円を追加措置しています。

18款、繰入金で、住民生活に光をそそぐ基金繰入金で1万2,000円を追加措置しております。

上富田町共同作業場基金繰入金で、5万円を追加措置しております。

財政調整基金繰入金で、1,577万5,000円を減額措置しております。

19款、繰越金では、前年度繰越金8,837万7,000円を追加補正しております。

20款、諸収入では、雑入で、廃車に伴う車両保険90万円を措置しております。

21款、町債では、現年発生公共土木施設災害復旧事業債で1,060万円の追加、臨時財政対策債で416万4,000円を減額措置しております。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

私からは、議案第67号から第69号についてご説明申し上げます。

議案第67号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）。

平成24年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,755万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,459万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

諸収入、既定額に3,755万1,000円を追加措置してございます。

歳入合計としまして、既定額に3,755万1,000円を追加し、7億2,459万円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成事業費、既定額に3,755万1,000円を追加してございます。

歳出合計、既定額に3,755万1,000円を追加し、7億2,459万円と定めてございます。

3ページの事項別明細書総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

諸収入、宅地造成事業収入、既定額に3,755万1,000円を追加し、6億258万9,000円。

計としまして、既定額に3,755万1,000円を追加し、7億2,459万円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成事業費、既定額に3,755万1,000円を追加し、2億2,462万2,000円。

計としまして、既定額に3,755万1,000円を追加しまして、2億6,475万1,000円と定めてございます。主なものとしましては、公有財産購入費3,700万円となっております。

続きまして、議案第68号についてご説明申し上げます。

議案第68号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成24年度 23年国災第667号 公共土木施設災害復旧事業 町道上岩田両平野線（畑山橋）橋梁災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1. 契約の目的 平成24年度 23年国災第667号 公共土木施設災害復旧事業

町道上岩田両平野線（畑山橋）橋梁災害復旧工事。

２．契約の方法 指名競争入札による契約。

３．契約金額 ６，８１４万５，０００円。

４．契約の相手方 和歌山県西牟婁郡白浜町２９２６番地の３０３、株式会社平建設  
代表取締役 平 功一郎。

平成２４年９月６日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては畑山潜水橋の災害復旧工事でありまして、指名競争入札による  
工事請負契約となっております。

指名業者につきましては、株式会社堀組、株式会社後工務店、株式会社清本組、株式  
会社イワコー上富田、株式会社丸新建設、有限会社クボタ工事、株式会社平建設、株式  
会社田中組、株式会社尾花組、株式会社丸山組、ワシン建設株式会社の１１業者でござ  
います。

工事内容につきましては、橋長１７３．６５メートル、幅員１．６メートル、径間数  
１７のうち復旧延長としまして８３．２８メートル、上部工としまして８径間、下部工  
としまして橋脚７基を施工するものでございます。

次のページに参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約  
書の最後の条項に、議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により本契約を  
締結したものとすとなっております。

どうかご承認賜わりますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第６９号についてご説明申し上げます。

議案第６９号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産  
の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成２４  
年度 ２３年災第３３９ - ５１１号 農業用施設災害復旧事業 山王農道災害復旧工事  
について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規  
定によって議会の議決を求める。

記。

１．契約の目的 平成２４年度 ２３年災第３３９ - ５１１号 農業用施設災害復旧事  
業 山王農道災害復旧工事。

２．契約の方法 指名競争入札による契約。

３．契約金額 ６，５１０万円。

４．契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬５６７ - １、株式会社後工務店  
代表取締役 後 雅雄。

平成２４年９月６日提出、上富田町長小出隆道。



本工事につきましても山王潜水橋の災害復旧工事でありまして、指名競争入札による工事請負契約でございます。

指名業者につきましては、議案第68号と同じく11業者となっております。

工事の内容につきましては、橋長141.65メートル、幅員1.6メートル、径間数14のうち復旧延長としまして92.34メートル、上部工としまして9径間、下部工としまして橋脚6基を施工するものでございます。

次のページに参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により本契約を締結したものとすとなっております。

どうかご承認賜りますようお願いいたします。

議長（大石哲雄）

上下水道課長、福田君。

上下水道課長（福田睦巳）

議案第70号につきましてご説明申し上げます。

議案第70号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札（総合評価落札方式）に付した平成24年度第1-1号公共下水道事業朝来下水道管（23工区）布設工事（補助）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的 平成24年度第1-1号公共下水道事業朝来下水道管（23工区）布設工事（補助）。

2．契約の方法 指名競争入札（総合評価落札方式）による契約。

3．契約金額 7,705万6,350円。

4．契約の相手方 和歌山県有田郡有田川町野田511番地2、三洋建設株式会社代表取締役 川口禎男。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、指名競争入札（総合評価落札方式）による工事請負契約であります。

指名業者につきましては、三洋建設株式会社、株式会社浅川組、安藤建設株式会社大阪支店、三友工業株式会社、大日本土木株式会社和歌山営業所、株式会社松村組大阪本店、若築建設株式会社和歌山営業所、東亜建設工業株式会社大阪支店、東洋建設株式会社和歌山営業所の9社でございます。

本工事場所につきましては、県道上富田すさみ線の熊野高校手前交差点から熊野高校前までの間と、同じく熊野高校前交差点から上村橋周辺の町道に下水道管を布設する工事であります。

工事内容につきましては、推進工法で管径350ミリのヒューム管を延長91メートル、開削工法で管径150ミリから250ミリのリブつき管を延長655メートル、それぞれ布設する工事であります。

次のページに参考資料のとおり、平成24年8月10日付で仮契約を締結しておりますが、仮契約書の最後の条項に、議会の議決、ご承認をいただいた時点で本契約の締結としてございます。

ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、坂本君。

住民生活課企画員（坂本 徹）

私の方からは議案第71号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第71号、工事請負変更契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成23年12月19日契約に係る平成23年度 第1号 保育所建設事業 統合保育所建築工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的 平成23年度 第1号 保育所建設事業 統合保育所建築工事。

2．契約金額 変更前、2億6,250万円、変更後、2億7,226万9,200円（976万9,200円増）

3．契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567-1、株式会社後工務店  
代表取締役 後 雅雄。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

本件につきましては、工事請負変更契約でございます。

統合保育所建築工事費で976万9,200円を増額し、2億7,226万9,200円に変更契約いたします。

工事変更概要につきましては、主なものといたしまして、外周擁壁工事といたしまして目隠しフェンス等、高さ2メートル、延長105メートルを施工するものでございまして、地元との協議により実施したいと考えてございます。

また、別紙参考資料のとおり、平成24年8月22日付で変更仮契約を締結しておりますが、契約条文中で、議決、ご承認をいただいた時点で本契約の確定としてございます。

ご承認のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

産業建設課長（植本敏雄）

議案第72号についてご説明申し上げます。

議案第72号、土地取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1．取得物件 西牟婁郡上富田町生馬字十林3234番134、雑種地ほか1筆2万6,934平米。
- 2．取得価格 一金3,700万円。
- 3．目的 農地造成事業用地として。
- 4．契約の相手方 福井県福井市板垣3丁目1812番地の1、株式会社藤建 代表取締役 近藤茂生。

平成24年9月6日提出、上富田町長小出隆道。

本用地につきましては生馬農地造成事業区域にありまして、現所有者が土地を手放す予定であることから、町としましても第三者の手にわたります事業の進捗に影響が出る懸念されることから、今回、土地を取得するものでございます。

次のページに、土地売買仮契約書を添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決を経たときに本契約が成立するとなっております。

どうかご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

---

## 延 会

議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会をいたします。

次回は9月11日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

ありがとうございました。

延会 午前11時31分